

和光市地域福祉センターにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月 1日

一部改定 令和2年7月16日

一部改定 令和2年9月18日

一部改定 令和3年7月30日

一部改定 令和3年10月1日

一部改定 令和3年10月22日

一部改定 令和3年11月8日

和光市地域福祉センター長

1 はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、和光市地域福祉センターにおける新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

対処方針においては、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に着させていく必要がある。とされていることから、和光市地域福祉センターにおいても同様の考え方のもと、施設を開放する場合の前提となる感染予防対策に関する基本的事項を定めることとする。なお、当ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向を踏まえ必要に応じて適宜改定を行うものとする。

2 感染防止のための基本的な考え方

和光市地域福祉センター長（以下センター長）は、職員や出入りする民間事業者（以下、「職員等」という。）及び施設を利用する者（以下、「利用者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、

③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

3 リスク評価

センター長は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、施設の職員等や利用者、関連事業者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

また、施設の開放に伴う実施事業によっては、大規模な人数の移動や、県境をまたいだ移動が想定されることもあり、③集客施設としてのリスク評価及び④地域における感染状況のリスク評価も必要であることに留意が必要である。

(1) 接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。

(2) 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

(3) 集客施設のリスク評価

現下の状況にあって施設の活動を再開した場合に、人と人との距離が確保できるほどの活動にとどまるかどうか、これまでの実績等に鑑み、改めて評価する。

(4) 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について

検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

4 地域福祉センター（以下センター）の利用要件

- (1) 咳エチケット、マスク着用（口元が隠れるシールドも可）、手洗い・手指の消毒（なお、消毒液は、アルコールを用いる）の徹底を促す
- (2) 以下に該当する者の来館制限を実施する。
 - ① 来館前に検温を行い、37.5 度以上の発熱があった場合（または平熱比 1 度超過）。
 - ② 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合。
 - ③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合。
- (3) 施設の利用前に健康チェック表（様式 1）を窓口提出する。
- (4) 人との接触を避け、対人距離 2m を目安に確保する。
- (5) 共同利用室は利用不可とする。
- (6) 図書コーナーを利用する際には、利用届（様式 2）を窓口提出する。
- (7) 活動の際は、接触感染や飛沫感染がないよう十分に注意し、感染のおそれがある活動は控える。
- (8) 調理室利用時には、調理器具をこまめに洗浄し、調理した飲食物は必ず持ち帰る。
- (9) 利用者は定期的（30 分に 5 分程度）に室内の換気を行う。
- (10) 施設内の飲食は禁止とする。ただし、熱中症など健康上必要とする水分補給については、この限りではない。
- (11) 部屋の使用後は、原状復帰をするとともに、部屋の設備、共有備品（机、椅子、ドアノブ、電気スイッチ、ホワイトボードマーカー、卓球台、譜面台、ピアノ等）及び備品（卓球ラケット、卓球ボール、CD デッキ、マイク、アンプ等）の清拭消毒を行う。また消毒に使用する布類、手袋等は利用者が持参する。
- (12) 部屋の利用人数は定員の 3 分の 2 を上限とする。なお、各部屋の定員は以下のとおりとする。

① 会議室 1	28名
② 会議室 2	32名
③ 会議室 3	16名
④ 和室	17名
⑤ 相談室	5名
⑥ 創作室	21名
⑦ 演奏室	11名
⑧ 調理室	12名
⑨ プレイルーム 1	24名
⑩ プレイルーム 2	24名
⑪ 印刷室	2名
⑫ 保育室	17名

5 職員の安全確保のために実施すること

- (1) 施設の運営に当たって施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫する。
- (2) 職員等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

6 施設管理

(1) センター内

- ① 各室の着席数の制限（椅子の数を減らして間隔を空ける、互い違いに着席する等）
- ② 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- ③ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）に留意する。
- ④ 受付等において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより職員等と来館者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。

- ⑤ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ⑥ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ⑦ 清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。

(2)ロビー

- ① 対面での飲食や会話を回避する。
- ② 椅子は間隔を空けて座るよう制限する。
- ③ 常時換気を行う。
- ④ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ⑤ 長時間の利用は禁止とする。

(3)トイレ

- ① 不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、清拭消毒を行う。
- ② ハンドドライヤーは使用しない。
- ③ 清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う。

7 広報・周知

職員等及び利用者に対して、以下について周知する。

- (1) 社会的距離の確保の徹底
- (2) 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- (3) 健康管理の徹底
- (4) 差別防止の徹底
- (5) 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底

8 適用日

このガイドラインは、令和2年8月1日から適用する。

このガイドラインは、令和2年10月1日から適用する。

このガイドラインは、令和3年8月1日から適用する。

このガイドラインは、令和3年10月1日から適用する。

このガイドラインは、令和3年10月25日から適用する。

このガイドラインは、令和3年11月15日から適用する。